

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十六年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利 活動法人の 名称	代表者 の氏名	主たる事務 所の所在地	定款に記載 された目的	定款変更の 内容	申請の あった 年月日
特定非営利 活動法人日 本資格・技 能開発協会	高林 誠司	広島市中区 八丁堀一二 番三号KI TAGAW ABLD G・六階	この法人は、広く 労働者を対象とし て、労働者として の工作上的知識の 取得、職務遂行能 力の向上、必要な 技能の開発等を行 い、職業能力の開 発又は雇用機会 の拡充を支援する活 動を行うことによ って、労働者の地 位の向上、生活の 安定及び企業にと って必要な人材の 確保を図り、もつ て地域社会全体の 利益の増進に寄与 することを目的と する。	・名称の変更 ・所在地の変 更 ・目的の変更 ・活動の種類 の変更 ・事業の変更 ・その他字句 の変更	平成二六年 一〇月三一 日